

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等		第一審										控訴審				上告審						
届	主税目等	原告等	被告等	経過	争点等	課税年度	処分番号	担当官	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果			
大阪	法人税	国(門真税務署長)	保属	① 国外関連者に対する株式の譲渡について、審判金課税よりも移転価格税制が優先的に適用されるか否か ② 本件株式の譲渡価格は時価に比して低額か否か	29/3	3	小磯松務官 一橋裕祐主査 菅野実査官 村尾実査官	東京地方3			R3.9.27	R7.5.28	全額敗訴	東京高等15		R7.6.10	国側									
金沢	法人税	国(金沢税務署長)	完結	原告が土地建物を取得した後、当該建物を取り壊して換金に算入した取得費は、当該土地の取得費に含まれるか否か。	31/4	3	島田主任松務官 中村松務官 細田実査官	東京地方3			R3.10.21	R6.11.13	棄却	東京高等14		R6.11.26	相手側	R7.9.18	棄却							
東京	消費税	国(麹町税務署長)	保属	相手側が取得した物流施設は消費税法上の「棚卸資産」に該当し、同施設に係る消費税額が、消費税法36条5項により控除対象となる課税仕入れに含まれないこととなるか否か。	28/10	3	島田松務官 吉川実査官	東京地方51			R3.10.26	R5.9.8	棄却	東京高等16		R5.9.21	相手側	R6.4.11	棄却	最高二小			R6.4.24	相手側		
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	保属	1 本件各委員は、課税仕入に係る支払対価に該当するか否か。 2 原告が主張する標準経費の返還は、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	27/3~30/3	3	廣瀬松務官 川清実査官 比嘉実査官	那覇地方1			R3.12.22															
仙台	所得税(源泉)	国(仙台中税務署長)	保属	消費税・法人税 原告のキャバクラ店に勤務するホステスに対し支払った金額が給与所得に該当するか否か	22/2~26/2	1	佐藤専門官	仙台地方3			R3.12.27	R7.3.5	却下棄却	仙台高等1		R7.3.18	相手側	R7.9.9	棄却	最高一小			R7.9.22	相手側	R8.1.22	棄却
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	保属	1 本件管理規約の改定及び本件覚書の締結により、原告は、区分所有者として本件管理組合に対する本件共同管理費1の支払い義務を負わないこととなるか否か。 2 本件契約11に基づいて管理会社が負担することとなる本件共同管理費1に相当する経済的利益は、課税資産の譲渡等の対価の額(消費税法28条1項)に該当するか否か。	27/2~30/2	3	廣瀬松務官 川清実査官 比嘉実査官	那覇地方1			R3.12.28															
関信	相続税	国(松本税務署長)	保属	株式の評価方法について 本件株式に適用される評価通達に定める評価方法本件株式を評価通達の定めに評価することが著しく不適当と認められる特別な事情があるか。	25	2	鈴木松務官 長澤専門官 佐藤実査官	東京地方38			R4.2.28	R7.1.17	全部敗訴	東京高等4		R7.1.30	国側	R7.6.19	全勝	最高一小			R7.7.7	相手側	R7.12.18	棄却
福岡	法人税	国(久留米税務署長)	保属	① 本件青色申告承認取消処分は違法性 ② 輸出免税の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ③ 仕入控除の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ④ 調査手続の適法性	27/6~1/12	1	田中松務官 山本実査官	福岡地方1			R4.4.22	R6.12.11	棄却	福岡高等1		R6.12.25	相手側	R7.7.17	棄却	福岡高等1			R7.7.31	相手側	R8.1.22	不受理
大阪	所得税	国(東住吉税務署長)	完結	1 本件交際費及び本件減価償却費は、本件各年分の事業所得の計算上必要経費に算入されるか。 2 本件サブリース契約が、同族会社等の行為計算否認規定(所法157)の適用があるか否か。また適正賃貸料の算定方法は適正か否か。 3 本件各更正処分は、前回調査の是認通知と矛盾して信義則に反する違法なものか否か。	27~29	1	清家松務官 徳山裕祐主査 木山実査官	大阪地方2			R4.5.2	R6.3.13	一部敗訴	大阪高等1		R6.3.26	国側	R7.4.25	全勝	最高三小			R7.5.8	相手側	R7.11.12	棄却
東京	法人税	国(南税務署長事務承継者麹町税務署長)	保属	処分行政庁が取引単位営業利益法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	19/3~24/3	3	嶋田松務官 吉川実査官	東京地方51			R4.5.27															
東京	所得税	国(特務署長事務承継者横浜南税務署長)	完結	① ふるさと納税の返礼品に係る各経済的利益は、相手側の一時所得の金額の計算上、控除金額に算入されるか否か。 ② 本件における所得税等の各更正処分は、信義則に反する違法な処分か否か。	29、30	1	藤崎松務官 菊地実査官	横浜地方1			R4.5.31	R6.2.14	棄却	東京高等22		R6.2.22	相手側	R6.12.11	棄却	最高二小			R6.12.19	相手側	R7.5.23	棄却
熊本	所得税	国(菊池税務署長)	完結	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	26	1	天上松務官 三島実査官	熊本地方2			R4.6.3	R6.2.28	却下棄却	福岡高等4		R6.3.15	相手側	R6.10.2	棄却	最高一小			R6.10.18	相手側	R7.4.17	棄却
大阪	所得税	国(阿倍税務署長事務承継者南税務署長)	保属	1 本件マイニング、本件リース及び本件レンタルに係る所得は、事業所得、雑所得のいずれに該当するか。 2 本件マイニングに係るマイニングマシンの購入に、措置法10条の5の3の適用はあるか否か。 3 本件各修正申告書の提出は、調査通知前に更正があるべきことを予知してされたものか否か。	28~30	1	村上(幸)松務官 徳山裕祐主査 久保実査官	大阪地方2			R4.7.7	R6.10.30	棄却	大阪高等8		R6.11.13	相手側	R7.9.4	棄却	最高二小			R7.9.19	相手側		

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報		争点等		第一審		控訴審		上告審																
税目	原告等	被告等	経過	課税年度	処分番号	提出者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果			
名古屋	所得税(源泉)	国	係属	原告が訴状において還付を求める各期の源泉所得税等の金額は、国税通則法56条に規定する過誤納金に該当するか否か。 (請求額:39,023,170円 仮執行宣言請求あり)	27/4~30/7	1	立田松務官 大森実査官	名古屋地方9	R4.7.19	R6.12.5	棄却	名古屋高等4		R6.12.17										
名古屋	消費税	国(熱田税務署長)	完結	本件工賃は、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価に該当するか否か。	26/3~29/3	1	辻主任税務官 竹田建博官 吉金実査官	名古屋地方9	R4.7.19	R6.7.10	棄却	名古屋高等1		R6.7.29	R7.1.30	棄却	最高三小			R7.2.7		R7.10.1	棄却	
名古屋	相続税	国(昭和税務署長)	係属	本件株式の価額を、財産評価基本通達が定める方法以外の方法により評価した本件各更正処分は、適法か否か(財産評価基本通達6により評価することの適否)。		2	村田松務官 加藤専門官 服部実査官	東京地方38																
東京	相続税	国(沼沢税務署長)	完結	(1) 代償分割の方法により法定相続分の割合で遺産分割が行われた場合に、当該割合に応じて相続税額を計算すべきか否か。 (2) 相続税法基本通達11の2-10の適用方法について		17	森田松務官 佐野実査官	東京地方2	R4.8.3	R6.5.23	棄却	東京高等7		R6.8.10	R6.11.28	棄却	最高一小			R6.12.16		R7.1.13	棄却	
東京	所得税(源泉)	国(本所税務署長)	完結	(1) 平成29年11月、平成30年11月及び同年12月の3回にわたり所外相手側元理事長名義の口座に振り込まれた金員は、相手側から訴外相手側元理事長に対する給与に該当するか否か。 (2) 相手側に、国税通則法88条3項に規定する隠蔽又は重畳の事実があつたと認められるか否か。 本件消費税更正等各処分は適法か ① 消費税法施行規則5条の含意性及び適法性 ② 本件送付取引が本邦からの輸出として行われる資産の譲渡(消費税法7条1項1号)に該当するか否か ③ 本件各処分の前掲となる税務調査手続に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か ④ 本件各処分に係る理由附記が適法であるか否か 原告の本件年分の所得金額の計算上、運送保証債務により差し押さえられた給与の額を総収入金額から差し引くべきか否か (本人請求)	29/11, 30/11, 30/12	2	大橋松務官 青木主査	東京地方3	R4.8.17	R7.8.6	棄却													
福岡	消費税	国(久原米税務署長)	完結	① 消費税法施行規則5条の含意性及び適法性 ② 本件送付取引が本邦からの輸出として行われる資産の譲渡(消費税法7条1項1号)に該当するか否か ③ 本件各処分の前掲となる税務調査手続に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か ④ 本件各処分に係る理由附記が適法であるか否か 原告の本件年分の所得金額の計算上、運送保証債務により差し押さえられた給与の額を総収入金額から差し引くべきか否か (本人請求)	元/6	1	田中松務官 松村実査官	福岡地方1	R4.8.22	R6.6.5	棄却	福岡高等1		R6.9.19	R6.12.3	棄却	最高三小				R6.12.17		R7.7.9	棄却
広島	所得税	国(岡山米税務署長)	完結	原告の本件年分の所得金額の計算上、運送保証債務により差し押さえられた給与の額を総収入金額から差し引くべきか否か (本人請求)		1	高橋松務官 井上実査官 福本実査官	東京地方33	R4.9.5	R6.5.1	棄却	東京高等8		R5.8.20	R6.11.28	棄却	最高三小			R6.12.7		R7.5.21	棄却	
大阪	相続税	国(伏見税務署長)	完結	本件更正処分における理由の提示は、行政手続法14条1項本文が要求する理由の提示として不備があるか否か		2	箕松務官 土黒実査官 西田実査官	京都地方3	R4.9.13	R6.9.26	棄却	大阪高等14		R6.10.9	R7.4.17	棄却								
大阪	所得税	国(伏見税務署長)	係属	1 本件信託は、本件被相続人を受益者として設定されたものであるか否か 2 本件信託が本件被相続人を受益者として設定されたものである場合、本件被相続人の受益割合はいくらか 3 納税者が本件被相続人の受益割合に係る利益を取得したことは、贈与に当たるか否か (相続税)	27~28	2	岡田松務官 牧瀬総務主査 樋田実査官 西田実査官	大阪地方7	R4.9.15	R7.4.17	棄却	大阪高等5		R7.5.1										
札幌	法人税	国(小樽税務署長)	完結	原告の所有する土地の譲渡に係る収益の計上時期(引渡しの日)はいつか (消費税)	30/12	1	高山松務官 後藤実査官	札幌地方2	R4.9.15	R6.2.5	棄却	札幌高等2		R6.2.19	R6.11.8	棄却	最高三小			R6.11.22		R7.6.25	棄却	
東京	所得税	国(麻布税務署長)	完結	(1) 多額の米国ドル預金を保有する相手側が、米国ドルの借入れを行って米国ドル建て不動産を取得した取引によって、相手側に為替差益に係る所得が発生し、実現したとされるか否か。 (2) 上記(1)の取引における米国ドルの取得時の円換算額は、総平均法に準ずる方法(原則主張)又は個別法(相手側主張)のいずれの方法を用いて算定することが合理的であるか。	29, 30	1	岩崎松務官 藤野実査官	東京地方3	R4.9.16	R7.2.5	棄却	東京高等23		R7.2.16	R7.9.17	棄却								
東京	所得税	国(千葉南税務署長)	係属	相手側が処分当時理事長を務めていた2つの学校法人から関連法人を介して相手側に送金された各金員は、相手側に対する当該学校法人からの給与等(賞与)に該当するか否か。	29~?	2	佐藤松務官 伊藤実査官	東京地方38	R4.9.21	R7.8.8	棄却	東京高等21		R7.8.13										
関西	所得税	国(春日新税務署長)	完結	保有する暗号資産等を他の暗号資産等に交換した際に生じた利益が課税対象となるか否か。	29	2	深瀬松務官 岡田専門官 富山実査官	東京地方51	R4.9.27	R7.6.3	棄却													
東京	相続税	国(杉並税務署長)	係属	相続人が承継した債務のうち、相続開始時において、近い将来に裁判上の和解に基づき免除される可能性が高かつた債務が、相続税法14条1項に規定する「現実と認められるもの」に該当するか否か。	28	1	柏田松務官 瀧澤専門官	東京地方2	R4.10.18	R6.11.28	棄却	東京高等23		R6.12.12	R7.7.16	棄却	東京高等23				R7.7.31		相手側	

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等		第一審						控訴審						上告審							
期	主観目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分番号	担当官	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果		
福岡	国賠	国	完結	(1)税務署長が更正処分を行うにあたり職上の注意義務を尽くしていたか(違法性) (2)取消訴訟を経ないでなされた国家賠償において本税額及び附帯税相当額は損害か(損害) (3)税務署長により原告は精神的苦痛を被ったか(損害及び因果関係) (請求金額:4180千円、仮執行宣言あり)	-	1	福田松務官 菊元実査官	福岡地方5			R4.10.27	R6.11.20	棄却	福岡高等2		R6.12.3	相手側	R7.7.2	棄却						
名古屋	所得税(源泉)	国(千種税務署長)	完結	原告は、本件源泉所得税等を徴収し納付すべき義務があるか否か。 被告が本件源泉所得税等を法定納期までに納付しなかったことについて、通則法67条1項ただし書きに規定する「正当な理由」があると認められるか否か。 本件被相続人が本件合資会社を死亡退社したことにより、本件被相続人において、みなし配当が認められるか否か。	29/10	1	辻主任松務官 竹田達嗣官 吉金実査官	名古屋地方9			R4.11.22	R6.2.22	棄却	名古屋高等2		R6.3.6	相手側	R6.9.12	棄却	最高三小		R6.9.20	相手側	R7.10.1	棄却
名古屋	所得税	国(千種税務署長)	完結	原告ら、本件みなし配当所得を申告しなかったことについて、通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があると認められるか否か。	28	1	辻主任松務官 竹田達嗣官 吉金実査官	名古屋地方9			R4.11.22	R6.2.22	棄却	名古屋高等2		R6.3.6	相手側	R6.9.12	棄却	最高三小		R6.9.20	相手側	R7.10.1	棄却
名古屋	相続税	国(千種税務署長)	完結	本件相続税の課税価格に計上すべき本件私費請求権の価額は、本件各同意に基づき、素円とすべきか否か。	28	1	辻主任松務官 竹田達嗣官 吉金実査官	名古屋地方5			R4.11.22	R6.2.22	棄却	名古屋高等2		R6.3.6	相手側	R6.9.12	棄却	最高三小		R6.9.20	相手側	R7.10.1	棄却
大阪	消費税	国(南税務署長)	完結	1 本件支出額は、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か 2 本件消費税等更正処分により理由附記の不備があるか否か 3 本件の調査に処分が取り消されるべき違法事由があるか否か	27/12	3	福田松務官 川上実査官	大阪地方2			R4.11.24	R7.5.23	棄却												
東京	相続税	国(川崎西税務署長)	係属	被相続人が新外会社に対して有していた原状回復請求権は、相続開始時において、評価遅延205が定められる「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる」とに該当するものであるか否か。 1 本件各更正処分等は、国税通則法24条に規定する調査を欠いた違法なものか否か 2 本件調査に係る調査結果の内容説明に手続違反の違法があるか否か 3 本件各支出額のうち、本件各年分の不動産所得の必要経費として認められるべき金額はいくらか	28	1	森田松務官 佐野実査官	東京地方2			R4.12.6	R6.12.5	棄却	東京高等24		R6.12.19	相手側	R7.7.16	棄却	最高二小		R7.7.31	相手側		
大阪	所得税	国(尼崎税務署長)	係属	1 本件各更正処分等は、国税通則法24条に規定する調査を欠いた違法なものか否か 2 本件調査に係る調査結果の内容説明に手続違反の違法があるか否か 3 本件各支出額のうち、本件各年分の不動産所得の必要経費として認められるべき金額はいくらか	27~29	1	友田松務官 徳山総括主査 池谷実査官 久保実査官	神戸地方2			R4.12.14														
東京	法人税	国(西新井税務署長)	完結	役員に対して支給した給与は、事前確定届出給与に該当するか否か。	2/6	1	相川松務官 羽島専門官	東京地方3			R4.12.20	R6.2.21	棄却	東京高等9		R6.3.8	相手側	R8.10.2	棄却	最高三小		R6.10.17	相手側	R7.9.3	棄却
大阪	所得税(課税)	国(東山税務署長)	係属	1 本件各処分理由の提示に不備があるか否か 2 本件所得税等に係る課税所得の金額の計算において、総収入金額に計上すべき本件各土地の課税に係る収入金額はいくらか	28	1	村上(-)松務官 牧瀬総括主査 川上実査官 西田実査官	大阪地方2			R4.12.21	R7.1.17	棄却	大阪高等7		R7.1.24	相手側								
東京	所得税(源泉)	国(日本橋税務署長)	係属	(1)相手側に当該経済的利益に係る源泉徴収義務が生じていたか否か。具体的には、相手側が本件代表者から個人に対する貸付金の返済を受けたとして「短期貸付金」勘定を減額する経理処理をしたことは、相手側が本件代表者に対し貸付金の返済を免除するもので、本件代表者に経済的利益を供与するものといえるか否か。 (2)相手側が上記減額処理を行ったことは、重加算税の賦課を規定した国税通則法68条3項の「事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期までに納付しなかった」ことに該当するか否か。 (本人訴訟)	28/6.11、 29/2.3.5、 6、30/1~ 3.6.9.11、 12、 31/3、元 /5.8	2	島田松務官 中前実査官	東京地方2			R4.12.21	R6.11.7	却下棄却	東京高等11		R6.11.19	相手側	R7.6.25	棄却	最高三小		R7.7.7	相手側		
金沢	国賠	国	係属	国の対応に違法があったとして、被告は国家賠償法1条1項の損害賠償が認められるか否か。 (請求金4,882千円、仮執行宣言あり)	-	1	島田主任松務官 中村松務官 細田実査官	東京地方26			R4.12.26	R7.7.9	棄却	東京高等11		R7.7.29	相手側								
大阪	法人税	国(東住吉税務署長)	係属	1 本件差額は、法人税法37条1項に規定する寄附金の額に該当するか否か 2 本件売上雑損は、消費税法38条1項に規定する売上上げに係る対価の返還等に該当するか否か	28/3~ 31/3	3	小磯松務官 一橋総括主査 菅野実査官	東京地方38			R4.12.28	R7.3.11	棄却	東京高等11		R7.3.24	相手側	R7.10.8	棄却	東京高等11		R7.10.20	相手側		
大阪	法人税	国(姫路税務署長)	完結	1 本件各仕入れに係る費用は、原告会社の損金に算入されるか否か 2 本件各仕入れに係る支出は、原告会社の課税仕入れに係る支払対価の額に算入されるか否か(消費税)	31/3~ 2/10	1	清松務官	神戸地方2			R5.1.4	R6.3.14	却下棄却	大阪高等12		R6.3.23	相手側	R6.12.10	棄却	最高一小		R6.12.21	相手側	R7.8.8	棄却

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等		第一審		控訴審				上告審												
馬	志目等	原告等	被告等	経過	請求等	課税年度	処分部署	担当官	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果			
東京	所得税		国(麻布税務署長)	完結	(1) 相手側の破産手続開始の決定後に破産財団に属する株式についてなされた剰余金の配当は、所得税法9条1項10号に規定する「資産の譲渡」に該当するか否か。 (2) 相手側の破産手続を行う破産管財人は、相手側に対する配当の支払について、所得税法181条1項又は租税特別措置法9条の2第2項に規定する源泉徴収義務を負うか否か。 (3) 相手側の破産手続を行う破産管財人は、相手側に対する配当に係る所得について、確定申告及び納付の義務を負うか否か。 (請求金額: 4,287,406千円、仮執行宣言あり)	2	1	森本訟務官 井原専門官	東京地方2			R5.3.17	R5.3.7	棄却	東京高等22	R6.3.18	相手側	R6.12.4	棄却	最高三小	R6.12.12	相手側	R7.5.7	棄却
福岡	法人税		国(久留米税務署長)	係属	①仕入金額は過大計上されたものであるか否か ②消費税法30条7項に規定する帳簿・請求書等を保存しない場合に該当するか ③仕入金額は「隠蔽又は仮装」(通則法88条1項)に該当するか否か ④法人税法127条1項3号に規定する青色申告承認取消事由に該当するか否か ⑤通則法23条1項各号の更正の請求事由に該当するか否か ⑥欠損金の繰戻還付請求は認められるか否か(消費税)	29/2/19 ~元/5	1	田中訟務官 宮崎実査官	福岡地方1			R5.4.5												
熊本	相続税		国(大分税務署)	係属	本件相続税の課税価格に算入すべき財産は、本件土地等であるか、本件売買残代金請求件であるか。	30	1	梶見訟務官 鈴木実査官 船橋実査官	大分地方1			R5.4.12												
福岡	法人税		国(博多税務署長)	係属	原告に振り込まれた金員は益金の額に算入すべきか	29/12	1	福田訟務官 宮崎実査官	福岡地方1			R5.4.18	R7.5.28	全部敗訴	福岡高等5	R7.6.10	国側							
福岡	法人税		国(博多税務署長)	係属	太陽光発電に係る支出の工事原価該当性	30/8	1	田中訟務官 山本実査官	福岡地方1			R5.4.18												
関西	相続税		国(清和税務署長)	完結	特定事業用宅地等である選択特例対象宅地等の面積を誤って申告したことは更正の請求の事由となるか。	30	1	齋藤訟務官 岡田専門官 竹倉実査官	東京地方2			R5.4.28	R6.1.25	棄却	東京高等9	R6.2.8	相手側	R7.4.16	棄却					
広島	所得税		国(福山税務署長)	係属	①コンサルティング料が必要経費・課税仕入れに該当するか ②寄付金控除の適用の有無 ③原告の上記①②に係る仮装、偽りその他不正の有無 ④海外法人に支払われた金員が原告の所得になるか否か ⑤④に係る業務委託契約について、別件訴訟で精算された裁判上の和解に基づき原告が支払うべきこととなった金員の必要経費計上時期(消費税)	27~30	2	菊島訟務官 赤代専門官 港実査官 廣澤実査官	東京地方51			R5.5.11												
東京	法人税		国(麹町税務署長事務承継者横浜中税務署長)	係属	本件における各申告は、相手側の意思に基づかず無効であるとして、当該各申告などに基づく各租税債権が不存在であるといえるか否か。(消費税)	29/5~ 2/6	1	山崎訟務官 前実査官	東京地方38			R5.5.16												
東京	法人税		国(日本橋税務署長)	係属	適格合併に係る被合併法人の未処理欠損金額を相手側の欠損金額とみなして、各事業年度の損金の額に算入したことは、法人税法132条の2に規定する「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否か。	27/12~ 28/12	3	大橋訟務官 青木主査	東京地方2			R5.5.19												
東京	法人税		国(麹町税務署長)	係属	処分行政庁が取引単位営業利益法を適用して独立企業間価格を推定した更正処分は適法か否か。	28/3	3	山崎訟務官 加藤実査官	東京地方38			R5.5.24												
福岡	所得税		国(小倉税務署長)	完結	原告が、確定申告にあたって株式の配当所得及び譲渡損益の各金額を含めなかったことは、通則法23条1項の更正の請求事由に該当するか否か。(本人訴訟)	2	1	酒井訟務官 菊元実査官	福岡地方1			R5.5.24	R6.3.27	棄却	福岡高等3	R6.4.6	相手側	R6.12.12	棄却	最高三小	R6.12.27	相手側	R7.6.25	棄却

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等				第一審				控訴審				上告審									
都道府県	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分番号	担当者	裁判所	事件番号	審断年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	審断年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	審断年月日	上告人	判決日等	結果	
東京	消費税		国(麻布区税務事務承継者京橋区税務署長)	完結	27/9	3	池内松務官 久原実査官	東京地方3		R5.6.14	R7.1.24	棄却	東京高等5		R7.2.7	相手側	R7.7.30	棄却	最高二小		R7.8.13	相手側	R8.1.23	不受理	
福岡	消費税		国(小倉区税務署長)	係属	2/4	1	福田松務官 田中実査官	福岡地方1		R5.6.19	R7.7.2	棄却	福岡高等3		R7.7.16	相手側									
東京	法人税		国(千葉東区税務署長)	係属	1/6~ 2/6	2	相川松務官 羽島専門官	東京地方2		R5.6.22															
東京	所得税		国(大和区税務署長)	係属	28~2	1	岩崎松務官 福田実査官	東京地方51		R5.7.3	R7.9.2	棄却	東京高等12		R7.9.17	相手側									
福岡	相続税		国(香椎区税務署長)	完結	28	1	福田松務官 菊元実査官	福岡地方1		R5.7.10	R6.11.20	棄却	福岡高等2		R6.12.3	相手側	R7.7.2	棄却							
大阪	法人税		国(姫路区税務署長)	完結	29/12~ 2/3、2/6	1	清松務官 中子実査官	大阪地方7		R5.7.11	R6.11.28	却下棄却	大阪高等3		R6.12.4	相手側	R7.7.4	棄却	最高三小		R7.7.14	相手側	R7.12.10	棄却	
札幌	法人税		国(岩見沢区税務署長)	完結	1/12	1	松浦松務官 松野専門官 後藤実査官	札幌地方5		R5.7.26	R6.11.29	棄却	札幌高等2		R6.12.10	相手側	R7.5.23	棄却	最高三小		R7.6.5	相手側	R7.11.12	棄却	
大阪	法人税		国(南松区税務署長)	完結	23/12~ 30/12	3	福田松務官 川上実査官	大阪地方2		R5.7.26	R7.5.23	棄却													
札幌	国賠		国	係属	-	1	松浦松務官 櫻専門官 澤田実査官	札幌地方3		R5.8.4															
札幌	国賠		国	係属	-	1	松浦松務官 櫻専門官 澤田実査官	札幌地方3		R5.8.4															
札幌	国賠		国	係属	-	1	松浦松務官 櫻専門官 澤田実査官	札幌地方1		R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3		R7.4.25	相手側	R7.11.25	棄却	最高		R7.12.9	相手側			

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審		控訴審		上訴審										
届出番号	原告等	被告等	経過	要旨等	課税年度	処分番号	担当官	裁判所	事件番号	課訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	課訴年月日	判決日等	結果		
東京	消費税	国(新宿税務署長)	係属	令和3年5月課税期間における課税仕入れに係る消費税額の控除について、簡易課税制度を適用すべきか否か。 (本人訴訟)	3/5	1	大塚松務官 岡部実査官	東京地方3		R6.11.19									
東京	相続税	国(柏税務署長)	係属	別件訴訟に係る判決の確定は、国税通則法23条2項1号に規定する「判決により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき」に該当するか否か。	24	1	林松務官 入江実査官	東京地方51		R6.12.17	R7.11.6	棄却	東京高等24		R7.11.19		相手側		
東京	所得税(譲渡)	国(柏税務署長)	係属	(1) 別件訴訟に係る判決の確定は、国税通則法23条2項1号に規定する「判決により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき」に該当するか否か。 (2) 別件訴訟に係る判決が確定したことにより、被相続人が有していた債権が所得税法64条1項に規定する「全部又は一部を回収することができなくなった場合」に該当することとなり、所得税法152条に基づく更正の請求が認められるか否か。	23	1	林松務官 入江実査官	東京地方38		R6.12.17	R7.10.7	棄却	東京高等5		R7.10.21		相手側		
高松	所得税(譲渡)	国(伊野税務署長)	未確定	(1) 本件修正申告及び確定申告は、取消訴訟の対象となる処分その他公権力の行使に該当するか否か。 (2) 本件加算税賦課決定処分の取消請求は、適法な不服申立を経過した請求に該当するか否か。 (本人訴訟)	5、13	1	大野松務官 多田実査官	高知地方		R6.11.27	R7.8.19	却下	高松高等2		R7.9.2		相手側	R8.1.22	棄却
大阪	消費税	国(神戸税務署長)	係属	1 本件各更正処分の更正通知書で指摘された譲渡のうち本件購入者に対するものが、消費税法8条1項に規定する免税譲渡に該当するか否か。 2 本件各更正処分の更正通知書で指摘された各仕入れは、消費税法30条7項に規定する帳簿等を保存しない場合として仕入税額控除が認められないこととなるか否か。	2/12~ 3/12	2	福田松務官 一橋総括主査 土黒実査官 中子実査官	大阪地方7			R7.1.23								
大阪	所得税	国(富田林税務署長)	係属	原告ら4名が同族会社と締結した本件消費貸借を容認した場合に、原告らの所得税を不当に減少させる結果となると認められるか否か。	29~3	2	村上(幸)松務官 徳山総括主査 木山実査官 池谷実査官	東京地方2			R6.11.11								
東京	所得税	国(板橋税務署長、渋谷税務署長)	係属	(1) 本件各無利息貸付けは、所得税法157条1項に規定する「所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否か。 (2) 相手側には、本件各無利息借入れにより所得税法36条1項括弧書きに規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」が生じているか否か。 (3) 本件各更正処分の理由付記に不備があるか否か。 (4) 相手側は、本件役員に対して本件無利息貸付けにより所得税法36条1項括弧書きに規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」を供与したか否か。 (5) 本件各納税告知処分の理由の提示に不備があるか否か。 (所得税(源泉))	29~1、 29/7~ 1/12	2	馬田松務官 森西専門官 佐藤実査官	東京地方3			R6.12.13								
東京	消費税	国(東京上野税務署長事務承継者本所税務署長)	係属	(1) 相手側が行った本件における金製品等の譲渡は、消費税法8条1項に規定する「譲渡」に該当するか否か。 (2) 相手側に国税通則法88条1項又は2項に規定する事実の「隠蔽」又は「仮装」はあるか否か。	30/5~ 30/9、 1/3~ 2/4、 2/6、 2/7、2/9 ~2/11	1	末安松務官 小山実査官	東京地方38			R7.1.9								
東京	国賠	国	未確定	国は、原告に対し、平成10年10月15日相續開始に係る相続税について、①土地評価に関する誤った指導等及び②税務署職員による長年にわたる相続税の物納手續における非合理的補完があったとして、国家賠償法1条1項に基づく賠償責任を負うか否か。 (本人訴訟) (請求額:63,996,569円 仮執行宣言請求あり)	—	1	出田主任松務官 松田実査官	横浜地方小田原支部		R6.12.16	R8.1.28	棄却							
関信	相続税	国(桐生税務署長)	係属	(1)相続財産として申告した不動産は、原告面有の財産か。 (2)相続財産として申告した美術品の価額は過大か。	28	2	金高松務官 長澤専門官 富山実査官	東京地方51			R6.12.12								
札幌	消費税	国(札幌東税務署長)	係属	本件工事請負契約は、令和2年3月31日までに締結した契約であるか否か。	3/3	1	松浦松務官 堀専門官 我藤実査官	札幌地方1			R7.2.17								

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審					
届	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分番号	担当官	裁判所	事件番号	提起年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提起年月日	判決日等	結果
熊本	所得税	国(熊本西署長)	保属	推計課税の合理性	30~2	1	一岡松務官 堀川主査 鈴木実査官	熊本地方3			R6.5.30						
大阪	消費税	国(右京税務署長)	保属	1 消費税の基準期間における仮装隠蔽行為が平成30年以降各課税期間の消費税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実について、「隠蔽又は仮装」に該当する事実があったか否か 2 審査請求後において、処分理由を差し替えて本件各再課税決定処分をしたことに行政手続法14条1項違反があるか否か(所得税)	28~4	1	村上(幸)松務官 徳山総括主査 久保実査官 毛利実査官	京都地方3			R7.2.10						
東京	所得税(譲渡)	国(品川税務署長事務承継者日本橋税務署長)	保属	(1)平成30年分の株式の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上、所得税法64条2項の保証債務の特例の適用があるか否か。 (2)令和2年分の株式の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上、所得税法64条2項の保証債務の特例の適用があるか否か。	30.2	1	柏田松務官 星西実査官	東京地方38			R7.3.3						
東京	消費税	国(豊島税務署長)	保属	(1)相手側が行った本件における金製品等の譲渡は、消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当するか否か。 (2)相手側に国税適用法68条1項に規定する事実の「隠蔽」又は「仮装」はあるか否か。 (3)本件の輸送場は消費税法8条7項に規定する「輸送物品販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合」に該当するか否か。 (4)本件における充当処分は適法か否か。 (5)本件における預金差押処分は適法か否か。 (6)本件における配当処分は適法か否か。	1/10~ 2/9、3/1 ~3/5	1	末安松務官 海老澤専門官	東京地方3			R7.1.24						
関信	消費税	国(瀬来税務署長)	保属	処分行政庁の課税処分が無効であり、当該処分により納付した金員は過納納金に該当するか。(請求金額:4,707,500円、仮執行宣言請求なし)	30/9	1	深澤松務官 土屋専門官 小高実査官	水戸地方1			R7.3.13						
東京	所得税	国(武蔵野税務署長)	保属	子を保育所に通わせるために支払った保育料は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入できるか否か。	5	1	岩崎松務官 大足専門官	東京地方2			R7.2.25						
大阪	所得税	国(豊能税務署長)	保属	納税者の子を保育所に通わせるために支払った本件保育料を雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべきか否か	5	1	清家松務官 徳山総括主査 毛利実査官	東京地方2			R7.2.25						
関信	消費税	国(東松山税務署長)	保属	請負金額を増額する内容の変更覚書に基づく変更契約が成立し、当該変更覚書に基づく請負金額が課税標準上に算入されるか	3/3	1	富地松務官 板垣主査 山本実査官	東京地方38			R7.4.2						
関信	消費税	国(浦和税務署長)	保属	処分行政庁の課税処分が無効であり、当該処分により納付した金員は過納納金に該当するか。(請求金額:7,444,500円、仮執行宣言請求なし)	30/3,31/ 3	1	深澤松務官 土屋専門官 小高実査官	さいたま地方4			R7.3.11						
名古屋	消費税	国(名古屋中税務署長)	保属	建物及び土地の一括譲渡に当たり、売買契約書において建物の代金及び土地の代金が区分されている場合に、消費税法施行令第45条第3項を適用することができるか否か。	30/3~ 4/3	1	森岡松務官 水野主査 和久田実査官	名古屋地方9			R7.3.28						
福岡	消費税	国(麻布税務署長事務承継者福岡税務署長)	保属	消費税法30条7項に規定する帳簿及び請求書等を保存している場合に該当するか否か(本人訴訟)	3/3~ 3/5、3/8	1	田中松務官 田中実査官	東京地方2			R7.1.15						
東京	法人税	国(麹町税務署長)	保属	米国に所在する相手側の外国関係会社4社は、租税特別措置法第66条の6第2項第2号イ(3)の要件を満たさず、特定外国関係会社に該当するか。 (1)相手側の所得税等の計算上、相手側の国外に居住する親族に係る扶養控除の適用があるか否か。 (2)所得税法施行規則47条の2第6項は、所得税法120条3項及び同法施行令第262条3項2号による委任の範囲を逸脱した規定であるか否か。	2/3、 3/12	3	田畑松務官 和田実査官	東京地方38			R7.4.30						
東京	所得税	国(川崎南税務署長)	保属	(1)相手側の所得税等の計算上、相手側の国外に居住する親族に係る扶養控除の適用があるか否か。 (2)所得税法施行規則47条の2第6項は、所得税法120条3項及び同法施行令第262条3項2号による委任の範囲を逸脱した規定であるか否か。	30~3	1	伊藤松務官 的場主査	東京地方2			R7.2.27						
名古屋	相続税	国(千種税務署長)	保属	本件私戻請求権は、本件相続税の課税価格に計上すべき相続財産であるか否か。	28	1	小畑松務官 服部実査官	名古屋地方9			R7.5.1						
高松	相続税	国(鳴門税務署長)	保属	課税漏れとされた相続人名義の定期貯金は、被相続人に帰属する相続財産か否か。	2	1	井上松務官 白石専門官	徳島地方2			R7.4.9						
東京	贈与税	国(川崎南税務署長)	保属	(1)法定相続人から相続分の譲渡を受けて取得した財産について、贈与税が課されるか(国側)、相続税が課されるか(相手側)。 (2)事実婚の相手側は、相続税法18条1項及び同法19条の2第1項に規定する「配偶者」に該当するか否か。(相続税)	2	1	森田松務官 吉川実査官	東京地方51			R7.4.30						

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

届出	主税目等	原告等	被告等	経過	争点等	課税年度	処分番号	担当官	裁判所	第一審		控訴審				上告審		
										事件番号	控訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果
東京	消費税		国(品川税務署長)	未確定	本件課税期間について簡易課税制度が適用されるか否か。(本人訴訟)	4/7	1	馬田松務官 佐藤主査	東京地方3		R7.5.21	R8.1.21	棄却					
名古屋	法人税		国(名古屋西税務署長)	係属	本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。(消費税)	31/3~5/3	3	本井松務官 水谷実査官	東京地方38		R7.5.15							
名古屋	法人税		国(伊勢税務署長)	完結	本件訴えは適法な不服申立前置を経たといえるか否か。(本人訴訟)	29/3、31/3	1	森岡松務官 水野主査 和久田実査官	名古屋地方9		R7.3.31	R7.10.30	取下					
大阪	法人税		国(阿倍野税務署長)	係属	1 本件各確定申告書提出できなかったことについて、通則法11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」が生じていたか否か。 2 本件各却下処分は租税公平主義又は信義則に反する違法があるか否か。(消費税)	4/6、5/6	1	高橋松務官 牧瀬総括主査 鶴田実査官 川上実査官	東京地方2		R7.5.23							
関信	相続税		国(行田税務署長)	係属	原告1、国税通則法88条2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。	30	1	鈴木松務官 長澤専門官 佐藤実査官	東京地方2		R7.4.17							
関信	国賠		国	未確定	原告の無申告加算税及び延滞税が多額となったのは、国の立法不作為によるものとして、国賠法第1条第1項の損害賠償が認められるか否か。(本人訴訟、請求金額:98,200円、仮執行宣言請求あり)	-	1	杉森松務官 長澤専門官 沢里実査官	東京地方42		R7.4.8	R8.1.30	棄却					
東京	消費税		国(神田税務署長)	係属	令和3年3月課税期間における課税仕入れに係る消費税額の控除について、簡易課税制度を適用すべきか否か。	3/3	1	嶋田松務官 柳澤実査官	東京地方51		R7.6.6							
札幌	法人税		国(札幌中税務署長)	係属	1 本件調査手続に各処分を取り消すべき違法があるか否か 2 各処分に係る理由附記に不備があるか否か 3 ある店舗に係る売上上げは、原告に帰属するか否か 4 本件青色取消処分及び本件各更正処分等は適法か否か。(消費税)	29/6~4/6	1	松浦松務官 後藤実査官	東京地方38		R7.6.5							
高松	所得税		国(高松税務署長)	係属	原告が取得した建物に係る「購入の代価」及び「課税仕入れに係る支払対価の額」について、土地及び建物の売買代金総額を「固定資産税評価額の比」により按分して算定する方法が合理的といえるか否か。(消費税)	29~3	1	大野松務官 多田実査官	東京地方2		R7.5.16							
福岡	消費税		国(長崎税務署長)	係属	長崎税務署長に対して、消費税課税時以降、納付した消費税等の額の還付を求める請求について被告適格があるか否か(本人訴訟)。	H2~R2	5	福田松務官 菊元実査官	長崎地方		R7.3.31	R7.11.25	取下					
東京	消費税		国(千葉南税務署長)	係属	相手側が行った居住用賃貸建物である本件建物に係る課税仕入れの税額について、改正法附則第44条第2項の経過措置に関する規定が適用されるか否か。(法人税)	3/2	1	池内松務官 久原実査官	東京地方38		R7.5.12							
東京	消費税		国(千葉南税務署長)	係属	相手側が行った居住用賃貸建物である本件建物に係る課税仕入れの税額について、改正法附則第44条第2項の経過措置に関する規定が適用されるか否か。(法人税)	3/2	1	池内松務官 久原実査官	東京地方38		R7.5.12							
東京	消費税		国(上尾税務署長事務承継者江東税務署長事務承継者東京上野税務署長)	係属	本件各取引に係る消費税額について、仕入税額控除が適用されるか否か。	31/3~3/12	1	沼田主任松務官 森根実査官	東京地方2		R7.4.9							
東京	法人税		国(品川税務署長、川崎西科務署長事務承継者品川税務署長、いわき税務署長事務承継者品川税務署長)	係属	(1) 本件各青色申告承認取消処分は、法人税法127条1項の規定に基づかない違法な処分であるか否か。 (2) 本件各確定申告書が提出期限内に提出されなかったことについて、通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当するか否か。	31/3~4/3	1	末安松務官 外山実査官	東京地方2		R7.4.28							
大阪	消費税		国(姫路税務署長)	係属	本件金地金の購入に係る課税仕入れは原告に帰属するか。(本人訴訟)	5/10	1	清松務官 一橋総括主査 村尾実査官 中子実査官	神戸地方2		R7.7.1							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報		争点等			第一審				控訴審				上告審				
種	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分番号	担当官	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果
大阪	所得税		国(姫路税務署長)	係属	30	1	清家松務官 徳山総括主査 毛利実査官 久保実査官	神戸地方2		R7.7.1							
広島	国賠		国	係属	-	5	菊島松務官 赤代専門官 港実査官 廣澤実査官	加治木簡易		R7.6.17							
東京	消費税		国(藤沢税務署長)	係属	3/12	1	岩崎松務官 福田実査官	東京地方3		R7.6.12							
大阪	相続税		国(芦屋税務署長)	係属	24	1	高橋松務官 牧瀬総括主査 鍋田実査官 川上実査官	神戸地方2		R7.7.23							
関信	所得税		国(潮来税務署長事務)	係属	27~28	1	金高松務官 土屋専門官 富山実査官	東京地方38		R7.6.23							
広島	国賠		国	係属	-	1	菊島松務官 赤代専門官 港実査官	岡山地方2		R7.7.7							
東京	法人税		国(四谷税務署長)	係属	2/12~4/12	3	嶋田松務官 吉川実査官	東京地方38		R7.6.20							
広島	所得税		国(呉税務署長)	係属	3	1	足立松務官 赤代専門官 福本実査官 白鳥実査官	広島地方2		R7.6.27							
東京	消費税		国(柏税務署長)	係属	2/12	1	佐藤松務官 石田実査官	東京地方2		R7.7.2							
東京	所得税		国(麻布税務署長)	係属	2~4	1	岩崎松務官 齋藤実査官	東京地方2		R7.7.14							
札幌	所得税		国(札幌北税務署長)	係属	28~30	1	松浦松務官 後藤実査官	札幌地方5		R7.7.18							
東京	法人税		国(目黒税務署長)	未確定	2/3~4/3	1	池内松務官 中国実査官	東京地方38		R7.5.13	R8.1.16	却下棄却					
大阪	所得税		国(北税務署長)	係属	30	2	村上(幸)松務官 徳山総括主査 池谷実査官 久保実査官	大阪地方7		R7.9.9							
東京	所得税		国(菊池税務署長事務承継者江原西税務署長)	係属	28	1	佐藤松務官 伊藤実査官	熊本地方3		R8.7.12							
東京	消費税		国(東京上野税務署長)	係属	4/12	1	伊藤松務官 米田実査官	東京地方3		R7.9.12							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審		第二審				上告審							
届	主税目等	届番等	該当審	係属	争点等	課税年度	処分番号	担当官	裁判所	事件番号	請求年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	請求年月日	判決日等	結果
名古屋	所得税		国(静岡税務署長)	係属	同族会社への金員の貸付けを無利息としたことは、所得税法第157条第1項に規定する「所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか。	30~4	1	小畑松務官 服部実査官 和久田実査官	東京地方51		R7.9.11							
東京	消費税		国(麻布税務署長事務承継者京橋税務署長)	係属	(1) 購入から売却まで入居者のいない区分所有建物の居室及び一括して購入した区分所有建物のうち店舗等部分に係る課税仕入れは、消費税法30条2項「仕入れに係る消費税額の控除」の適用に当たり「課税資産の譲渡等」のみ要するものと「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。 (2) 空室のある売却対象物件の買主に対する空室部分に係る家賃相当額の支払は、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	29.9	3	池内松務官 久原実査官	東京地方3		R7.9.18	R7.12.12	取下げ					
東京	所得税		国(横浜中税務署長)	係属	本件各更正請求は、通則法23条1項1号に規定する更正の請求をすることができる場合に該当するか否か。具体的には、相手側が取引先担当者に交付したとする金員が、相手側の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されていないとする誤りがあり、納付すべき税額が過大であるか否か。	30~2	1	馬田松務官 佐藤実査官	横浜地方1		R7.9.24							
関信	所得税		国(西川口税務署長)	係属	(1)本件当事業から生じた所得は、相手側の事業所得に該当するか否か。 (2)本件各東南アジア等事業における支出は、相手側の事業所得に係る必要経費に算入されるか。 (3)本件各車両経費は、相手側の不動産所得に係る必要経費に算入されるか。 (4)フェラーリ取得費用及び本件各車両経費は、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか。	30~R3	1	杉森松務官 土屋専門官 沢里実査官	東京地方51		R7.7.17							
東京	法人税		国(麻布税務署長、本所税務署長、芝税務署長、渋谷税務署長)	係属	(1) 法定申告期限までに確定申告書を提出できなかったことにつき、国税通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」があるか (2) 災害による申告、納付等の期限延長申請の却下処分は、租税公平主義又は信義誠実の原則に反する違法があるか (3) 法人税の青色申告の承認の取消処分が違法な処分か (4) 法人税の青色申告の承認の取消処分が違法な処分か(期限内に審査請求をしなかったことに国税通則法115条1項の「正当な理由」があるか) (5) 災害による申告、納付等の期限延長申請の却下処分及び法人税の青色申告の承認の取消処分が違法な処分か(出訴期間内に訴訟を提起しなかったことに行政事件訴訟法第14条の「正当な理由」があるか)	4/3、5/3 4/4、4/5	1	相川松務官 田川実査官	東京地方3		R7.9.12							
福岡	法人税		国(香椎税務署長)	係属	(1)原告が本件各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入した外注費の金額のうちに損金の額に算入されない金額があるか否か。 (2)原告が(1)で損金の額に算入した外注費の金額について、本件各課税期間における消費税の計算上、仕入税額控除が認められるか否か。 (3)原告に、通則法88条1項に規定する「漏脱し、又は仮装した事実があったか否か。 (4)原告の平成30年12月期の帳簿書類について、法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由があったか否か。	H30/12 ~R2/12	1	田中松務官 山本実査官	福岡地方1		R7.9.2							
名古屋	相続税		国(岐阜南税務署長)	係属	本件被相続人の相続開始前に死亡している原告の長女が、相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税義務により原告が承継する税額について、通則法第23条1項1号の規定に該当する事由があるか。	4	1	村田松務官 水野主査	岐阜地方1		R7.9.9							
東京	法人税		国(日本橋税務署長)	係属	法人税の青色申告の承認の取消処分が違法な処分か。	3/2	1	嶋田松務官 柳澤実査官	東京地方51		R7.9.28							
東京	法人税		国(日本橋税務署長)	係属	法人税の青色申告の承認の取消処分が違法な処分か。	3/1	1	嶋田松務官 柳澤実査官	東京地方51		R7.9.28							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報		争点等		第一審		控訴審		上告審												
国	主税目等	原告等	被告等	課税年度	処分形態	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果
東京	所得税	国(東村山税務署長)	保属	27~2	1	岩崎松務官 大足松務専門官	東京地方2		R7.8.28											
札幌	所得税	国(札幌西税務署長)	保属	元~4	1	松浦松務官 堀専門官 澤田実査官 後藤実査官	札幌地方5		R8.1.14											
大阪	法人税	国(東税務署長)	保属	1/8~ 4/8	1	清松務官 一橋総括主査 中子実査官 菅野実査官	大阪地方7		R8.1.7											
関信	相続税	国(浦和税務署長)	保属	30	1	鈴木松務官 長澤専門官 佐藤実査官	東京地方38		R7.12.11											
福岡	所得税	国(福岡税務署長事務承継者東淀川税務署長事務承継者福岡税務署長)	保属	30~4	1	福田松務官 菊元実査官	福岡地方1		R7.9.26											
福岡	所得税	国	保属	4	1	福田松務官 山本実査官	福岡地方1		R7.12.15											
大阪	相続税	国(上京税務署長)	保属	23	1	高橋松務官 牧瀬総括主査 伊藤実査官 西田実査官	京都地方3		R7.12.22											
東京	国賠	国(目黒税務署長)	保属	-	1	池内松務官 中国実査官	東京地方6		R8.1.21											